

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
上板町	大山地区(神宅・西分・椎本)	平成25年12月	令和3年8月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	369ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	195ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	108ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	63ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	63ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11ha
(備考)	

注1:③の「60才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、60才以上で後継者が定まっていない耕作面積の方が52ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

認定農業者15、認定農業者法人3、認定新規就農者1の合計19経営体を中心となり農地を利用し、話し合いにより集約を促進していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農		水稻、露地野菜	6.85 ha	水稻、露地野菜	8.5 ha	大山地区
認農法		露地野菜	3.75 ha	露地野菜	5.1 ha	大山地区
認農		水稻、露地野菜	3.7 ha	水稻、露地野菜	3.85 ha	大山地区
認農		水稻、露地野菜	4.95 ha	水稻、露地野菜	5.45 ha	大山地区
認農		水稻、露地野菜	4.4 ha	水稻、露地野菜	4.8 ha	大山地区
認農		水稻、施設野菜	1.11 ha	水稻、施設野菜	1.27 ha	大山地区
認農		施設野菜	0.25 ha	施設野菜	0.25 ha	大山地区
認農		果樹(桃、柿)	1.6 ha	果樹(桃、柿)	1.6 ha	大山地区
認農		水稻、露地野菜	1.8 ha	水稻、露地野菜	2.5 ha	大山地区
認農		露地野菜	11.8 ha	露地野菜	11.8 ha	大山地区
認農		露地野菜	1.1 ha	露地野菜	1.4 ha	大山地区
認農		酪農、水稻	0.75 ha	酪農、水稻	0.75 ha	大山地区
認農		果樹(桃、柿)	2.5 ha	果樹(桃、柿)	2.5 ha	大山地区
認農法		野菜苗	5.1 ha	野菜苗	6.6 ha	大山地区
認農法		養鶏	— ha	養鶏	— ha	大山地区
認農		露地野菜、果樹	4.05 ha	露地野菜、果樹	4.15 ha	大山地区
認農		酪農	— ha	酪農	— ha	大山地区
認農		水稻、露地野菜	7 ha	水稻、露地野菜	7 ha	大山地区
認就		水稻、露地野菜	2.1 ha	水稻、露地野菜	6.1 ha	大山地区
計	19人		62.81 ha		73.62 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付等の意向 中間管理機構へ貸付け等の意向が確認された農地。 大山地区 35筆 45,800㎡</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 将来の経営農地の集約化を目指し、出し手・受け手にかかわらず、中間管理機構への農地の貸付けを進めていく。</p>
<p>作物生産に関する取組方針 従来からの基幹作物である水稲・露地野菜・果樹の産地としての生産量の維持、拡大を図っていく。</p>
<p>後継者の育成方針 将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていく。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 猟友会と連携を図り、捕獲体制の構築等に取り組む。侵入防護柵等の整備を進めていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	上板町神宅字宮ノ西29番地1	1,732		
2	上板町神宅字宮ノ西32番地1	2,540		
3	上板町神宅字宮ノ西39番地	1,518		
4	上板町神宅字西原19番地3	1,700		
5	上板町神宅字芝生38番地1	1,409		
6	上板町神宅字芝生41番地1	1,289		
7	上板町神宅字川原田12番地	1,516		
8	上板町神宅字カワソバ15番地	3,437		
9	上板町西分字神ノ木79番地2	935		
10	上板町西分字ヒト水原62番地2	2,528		
11	上板町権本字野神117番地1	1,015		
	計	19,619		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。